

本人確認書類について

1点でよい書類

A書類

※全てについてコピーは不可です。現物をご持参ください。

※12歳までのお客様は【健康保険証】の1点のみご持参でもご入場いただけます。

<ul style="list-style-type: none"> ○マイナンバーカード(個人番号カード) ○住民基本台帳カード ○運転免許証 ○運転経歴証明書(平成24年4月1日以降の発行のものに限る) ○パスポート(旅券) ○在留カード(みなし在留カード含む) ○特別永住者証明書 ○一時庇護許可書 ○仮滞在許可書 ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○官公署がその職員に対して発行した身分証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ○官公署が発行した免許証、許可証もしくは資格証明書等(具体的な書類は、以下のとおり) ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・動力車操縦車運転免許証 ・運行管理者技能検定合格証明書 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・特殊電気工事資格者認定証 ・認定電気工事従事者認定証 ・耐空検査員の証・航空従事者技能証明書 ・宅地建物取引士証 ・船員手帳 ・戦傷病者手帳 ・教習資格認定証 ・検定合格証
--	---

2点必要な書類

※B書類から2点またはB書類とC書類からそれぞれ1点ずつ(C2点は受付不可)

B書類	C書類
<p>※氏名と住所もしくは氏名と生年月日が記載された書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康保険被保険者証 ○後期高齢者医療被保険者証 ○介護保険被保険者証 ○国民年金手帳 ○生活保護開始(変更)決定通知書 ○A書類が更新中に交付される仮証明書や引換書類 ○地方公共団体が発行する敬老手帳 ○納税通知書 ○市・都民税決定通知書 ○源泉徴収票 ○前期証(国民健康保険高齢受給者証) ○医療受給者証(マル乳・マル子医療証など) ○児童扶養手当証明書 ○特別児童扶養手当証明書 ○公的年金証書 ○官公署が発行した免許証、許可証もしくは資格証明書等(A書類以外の書類) 	<p>※公共機関が発行した氏名が記載されている書類もしくは一般的に本人を証明するものとして発行された書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳カード(写真なし) ○母子手帳(子の証明としてのみ) ○各種税金の領収証書もしくは払込受領証 ○預金通帳 ○キャッシュカード ○クレジットカード ○職員証もしくは社員証(法人、民間企業発行) ○在勤証明書(証明印押印のもの) ○学生証(生徒手帳含む) ○在学証明書(証明印押印のもの) ○学校名が記載された各種書類(証明印押印のもの) ○診察券(刻印または印字された書類) ○年金証書(民間企業発行) ○公共料金領収書(電気・ガス・水道・電話) ○検定合格証(英検、秘書技能検定など)

【共通事項】

※氏名、住所等、最新の情報に更新されているもの。

※有効期限があるものは有効期限内のもの。

※保険証の貸し借りは法律で禁止されております。また、本人確認書類の細工・偽造、偽造した本人確認書類の使用は全て犯罪行為です。